



発行 新潟県  
号外 2  
令和2年7月10日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 48 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（ICT推進課）
- 49 新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）

病院局管理規程

- 16 新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程（病院局総務課）

規 則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和2年7月10日

新潟県知事 花角 英世

**新潟県規則第48号**

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年新潟県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項を加える。

改 正 後	改 正 前
(条例別表第1の規則で定める事務)	(条例別表第1の規則で定める事務)
<b>第3条</b> (略)	<b>第3条</b> (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
<u>4</u> 条例別表第1の3の2の項の規則で定める事務 <u>は、私立の高等学校の専攻科（学校教育法（昭和22年法律第26号）第58条の2の基準を満たす課程又は国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。）を取得しようとする者の養成課程のあるものに限る。）の生徒に対する修学の支援に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</u>	
<u>5</u> (略)	<u>4</u> (略)
<u>6</u> (略)	<u>5</u> (略)
<u>7</u> (略)	<u>6</u> (略)
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 10 日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 新潟県規則第49号

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和36年新潟県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(適合性調査の申請)</p> <p><b>第13条の3</b> <u>法第14条第7項</u>（<u>同条第13項</u>において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けようとする者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>法第14条第7項</u>（<u>同条第13項</u>において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は第13項の承認を受けた者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類（第1号に掲げるものを除く。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認書の写し（<u>法第14条第13項</u>の規定による承認に係る承認書の写しを含む。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(製造販売承認の承継の届出)</p> <p><b>第14条</b> 法第14条の8第3項の規定による承継の届出書（以下この条において「承継届」という。）には、省令第69条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第14条第1項及び<u>第13項</u>の規定による承認に係る承認書の写し（被承継者と承認書の氏名が異なる場合にあつては、承継届の写し又は法第19条第1項の規定による変更届の写しを含む。）</p> <p>(承認の廃止)</p> <p><b>第14条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の届出書には、<u>法第14条第1項</u>及び<u>第13項</u>の規定による承認に係る承認書を添えなければならない。</p>	<p>(適合性調査の申請)</p> <p><b>第13条の3</b> <u>法第14条第6項</u>（<u>同条第9項</u>において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は第9項の承認を受けようとする者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>法第14条第6項</u>（<u>同条第9項</u>において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項又は第9項の承認を受けた者に係る調査の申請書には、省令第50条第2項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、申請等の行為の際知事に提出された書類（第1号に掲げるものを除く。）については、当該申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 承認書の写し（<u>法第14条第9項</u>の規定による承認に係る承認書の写しを含む。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(製造販売承認の承継の届出)</p> <p><b>第14条</b> 法第14条の8第3項の規定による承継の届出書（以下この条において「承継届」という。）には、省令第69条第3項の規定によるもののほか、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第14条第1項及び<u>第9項</u>の規定による承認に係る承認書の写し（被承継者と承認書の氏名が異なる場合にあつては、承継届の写し又は法第19条第1項の規定による変更届の写しを含む。）</p> <p>(承認の廃止)</p> <p><b>第14条の2</b> (略)</p> <p>2 前項の届出書には、<u>法第14条第1項</u>及び<u>第9項</u>の規定による承認に係る承認書を添えなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年7月10日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前						
<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための手当の特例)</u></p> <p>6 <u>職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下この項において同じ。）から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る次に掲げる作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。</u></p> <p><u>(1) 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者（以下この項において「患者等」という。）に接して行う作業又は患者等が使用した物件を処理する作業（次号に掲げる作業を除く。）</u></p> <p><u>(2) 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他病院局長が別に定める作業</u></p> <p>7 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の区分</th> <th>手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前項第1号に掲げる業務</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>前項第2号に掲げる業務</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	手当の額	前項第1号に掲げる業務	3,000円	前項第2号に掲げる業務	4,000円	<p><b>附 則</b></p> <p>1～5 (略)</p>
作業の区分	手当の額						
前項第1号に掲げる業務	3,000円						
前項第2号に掲げる業務	4,000円						

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の新潟県病院局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の規定は、令和2年2月1日から適用する。